

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</p> <p>（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>（選考の方法）</p> <p>第21条 選考は、<u>選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、人事委員会が定める場合にあっては、その定める方法を用いるものとするほか、必要に応じ、経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いるものとする。</u></p>	<p>（選考により採用する職）</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</p> <p>（7） 略</p> <p>2 略</p> <p>（選考の方法）</p> <p>第21条 選考は<u>選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ、経歴評定、実地試験、筆記試験、その他の方法を用いることができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。